

平成 28 年 12 月 22 日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

(一社) 日本中古自動車販売協会連合会

成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(素案)について  
(意見)

標題の件について、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 成年年齢が引下げられることにより、消費者被害のトラブル対象となる年齢も下がるため、18歳から20歳未満の若年成人を保護する趣旨は理解できます。
2. しかし、従来成年とされていた20歳から22歳を今回の法整備の対象とすることは、現行法の枠を超えて規制することであり、健全な事業者に対して過剰規制となり、経済活動の阻害につながります。
3. なお、20歳から22歳までの成人に対して18歳から20歳未満と同列に事業者への規制をすることは、今回の「取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害がない限り、民法の成年年齢18歳に引き下げることが適当である」という民法改正の趣旨と相反する内容であり、消費者教育を中心とした活動に注力することで対応を図ることが相応と考えます。
4. したがって、若年成人という新たな定義により、現行法を越えた規制を検討することは慎重であるべきと考えます。

以上

